

は じ め に

近年、食に関して、肥満や生活習慣病の増加、若い女性のやせ過ぎ、朝食の欠食など、様々な問題が出現しています。このような状況の中、平成17年7月に、「食育基本法」が施行されました。同法では、健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむために、「食育」の推進に国や地方自治体などが取り組むこととしています。

練馬区においても、食育の推進を重要な課題として位置づけ、同法に基づいて、「練馬区食育推進計画」を策定しました。本計画は、平成20年1月から23年3月までを計画期間とし、「食を通じて生きる力を育む」を基本理念としています。この基本理念を実現するために、計画では、以下の4つの基本方針を定めました。

- (1) 健全な食習慣の習得と、心身の健康増進を図ります。
- (2) 食を大切にすることを育みます。
- (3) 健康的で安全・安心な食べ物を選択する力を育てます。
- (4) 多くの区民の連携による食育の広がりを目指します。

さらに、計画の中には、具体的な重点目標とともに、最終年度における数値目標も掲げました。今後、区では、これらの基本方針の下に、様々な施策を積極的に実施してまいります。

計画期間中、本計画を着実に推進することにより、多くの区民の皆さまが「食育」を通じて健康な身体と豊かな心をはぐくまれることと、豊かな練馬の食文化が次の世代に引き継がれていくことを切に願っております。

末筆となりましたが、本計画の策定に当たり、区民の皆さまをはじめ関係機関・関係者の方々など各方面から貴重なご意見を賜りました。心からお礼を申し上げます。

平成19年12月

練馬区長 志村 豊志郎